

地方改良運動と模範村・稲取村

Rural promotion by the Ministry of Home Affairs and an advanced village (Inatori)
during modern Japanese capitalism (early to mid 1900s)

田口有希夫* 岡部守**

Yukio Taguchi* Mamoru Okabe**

(*日本学術振興会特別研究員) (**東京農業大学)

(*JSPS.Research Fellow) (**Tokyo University of Agriculture)

I 本稿の目的

現在、わが国では地方分権化が推進され、地方の自立的運営が求められている。しかし、地域社会および経済の自立には、未だ多くの問題があり、また、地域の振興および農村計画において大きな役割を担っている行政市町村の計画方針も万全であるとは言い難い。市町村の自立的発展は地方分権化の進展には不可分な要素である。本研究は、市町村で行われる農村振興および地域計画の歴史的展開として地方改良運動を取り上げる。その理由は、近代日本の地方振興運動における町村是運動、地方改良運動、農山漁村経済更生運動という流れ^{註1)}の中で、明治後期から大正期にかけて展開された地方改良運動が、行政市町村の自主的、自立的振興を促した運動であったことであり、現代の市町村を中心とする振興の一助となると考えたことと、また、各市町村における歴史的展開、当時の農村計画を明らかにすることは、現代における農村計画を考える上でも重要なことである。

本研究の事例は、内務省を中心として展開された地方改良運動の模範的事跡として全国に喧伝された静岡県賀茂郡稲取村である。この稲取村は「明治の三大模範村^{註2)}」として表彰され、地方改良運動が展開された明治後期に脚光を浴びた。そこで本研究の目的は、稲取村の農村計画・町村自治を明らかにし、同時代になぜ稲取村が注目されたのかその要因を視野に入れ検討する。そして、稲取村の振興策が、今日の地域振興に活かせる点、学ぶべき点を考えたい思う。

II 地方改良運動

地方改良運動は、日本資本主義の産業資本確立、それに続く独占資本形成過程である日露戦争後に本格的な展開をむかえた。同時代は、資本主義の確立に伴う社会的諸矛盾が顕在化し、大きな社会問題となった。その問題は、戦時体制の財政膨張政策による町村財政の困難、農業恐慌下における農村への商品経済の浸透、農民層分解による共同体的秩序の動揺であり、また、明治21年及び明治23年に成立した地方自治制度は、このような日露戦争後の状況により、明治後期には危機的状況に陥った。これらの問題を解決する事が、明治政府にとって急務であり、帝国主義化する国家体制を支える町村の政治経済体制の基盤強化、町村自治体制の確立を目指し、国家(政治)が主導的な役割を担うため、内務省を中心として地方改良事業を展開した。宮地正人氏によれば「地方改良運動の中心課題は、帝国主義段階の日本国家の諸要請を受け止め、町村民の中に浸透させてゆくことのできる行政町村の形成にこそあった」、「国家の諸要請を町村内部に「主体的」に徹底させることのできる町村吏員の育成、それを在野で支える有志集団(中小地主・自作上層)を創り出すこと^{註3)}」であると述べている。

これらの政策課題のため地方改良運動では、行政市町村による地方自治振興政策を進めた。内務省は、中央集権的統治機構の基盤育成、財政基盤の確立、模範村の形成、町村自治を担う模範町村民の育成をめざし、近代地方自治制の制度的補強

を図り、また地方改良講習会²⁴⁾などを開催し、主体的な各市町村の振興を説き、「町村是」の推奨、報徳思想の普及を行った。報徳思想²⁵⁾は、地方改良運動の中心的なイデオロギーであるが、その導入に際しては、同運動を中央で推進した内務官僚を中心に、二宮尊徳及び報徳思想の再評価を目的に中央報徳会²⁶⁾が組織されたこともあり、また、会員の多くが府県知事、市町村長、地方吏員であった事もその要因である。これらの事から報徳思想は、地方改良運動のイデオロギー的役割を担い、各市町村レベルにまで波及した。

III 模範村・稲取村

稲取村の経済状態を立て直し、農村振興、町村自治の模範として、全国に喧伝されるまでになった要因の一つには、明治22年の町村制実地に伴って初代稲取村村長に選ばれた老農・田村又吉²⁷⁾の貢献がある。同氏は、町村制以前から稲取村への貢献、農村振興を志し活動を行っていた。村長を退いてからも一農民として農村振興、町村自治の活動を行っていた。同氏は、村長時代以後も一貫して、多角的な農業経営を志向していた。その農政は「軍事農業」と仮称され、農家経済を軍隊組織に例えて説いた。つまり田畑による米麦の収入は「現役兵」、養蚕業による収入は「予備兵」、柑橘による収入は「後備兵」、その他の副業による収入は「補充兵」として、浸透する商品経済に備え多角的に経営し生産性を高め、農家経済の向上を目指した。

稲取村および田村又吉の業績²⁸⁾について本稿では、稲取村の状況、村基本財産の造成に関連した天草の改良法、植樹、勸業および納税制度について、その方法および過程を論述していく。

1 稲取村の沿革および状況

静岡県賀茂郡稲取村は、明治元年、廃藩置県により菰山県、明治4年足柄県、明治9年静岡県の管轄となり、現在は東伊豆町となっている。面積は1万2,530 km²を有し、次の三つの地区からなり、入谷地区は農業を営み、水下地区は半農半漁、浜地区が漁業と商業を営んでいた。農業は山間地

域である事により耕作面積が限られており、耕地面積は畑が圧倒的面积を占め、自作地での耕作が基本であった。耕地面積が少ない上に土地生産性が低く、明治11年10月の米の反収量調査では、反あたり7斗4升で、全国平均の1石3斗6升の約54%でありとおく及ばないものであった。人口は、明治34年の調査²⁹⁾では戸数814戸、人口4,843人であり、農家戸数145戸、専業農業者455人は入谷地区であり、漁家戸数は502戸、商業(漁商)戸数は雑業を含め167戸である。漁家の女性は、農家の日雇い、耕地を持つものは兼業で農業を行い、または天草採取などを行っている。

鈴木東蔵³⁰⁾によれば、稲取村は幕末期から明治前半にかけ三回の不可抗的な打撃を受けたとある。一回目は、安政年間に他国の外船が伊豆沖にきてから幕府、諸侯が押し寄せ、村民は夫役の結果、職業の放棄を余儀なくされ、また、明治6年、小学校開設に際する経費の負担が村民に重くのしかかった。二回目は、天城山の入会権喪失で、天城山の森林資源による生計も、明治12年に天城山が宮内省の御料地となり入山を禁止された。三回目は、明治17年頃、蒸気船の発達により、同地域の五百石積、千石積船のような小型船は海運業のすべてが失われた。なかでも天城山の入会権喪失は農業者にとって大きな打撃であり、雑木、下草刈、採草など農家の燃料、肥料、牛馬の飼料の補給源が絶たれた。これにより明治18年には、村費の滞納者が続出し、その滞納額は5,600円に達し、また地租改正の実施により、測量費・図面作成などの諸経費が民間に分担され、入谷地区の農家では、1,530円の共同負債を負った。

2 稲取村における農村計画

① 天草(てんぐさ)の改良方法

田村又吉は稲取村の農業・漁業経営の不振を改善するために地場産業の開発振興を強力に進めた。それが天草の乾燥改良方法であった。稲取村の特産物であった天草は、明治5年、沼津藩庁に納金して採取権の払い下げを受け、村の共有とすることができた。明治36年の漁業法発布により慣行による専用漁業として出願し、明治41年、漁業原簿に登録され権利が確定した。

天草の乾燥改良方法については、これまでの天草の乾燥法は、浜辺や道路の両側などで乾かしていたが、砂などが混入したり甚だ品質が粗悪であり利益も少額であった。田村又吉は品質改良を研究した結果、採取された天草を淡水で洗い、塩分、砂を取り除き竹の簾を海岸に作り、そこに天草を掛け乾燥させた。それにより品質の均一化、品質の向上につながり、利益が著しく増大した。その採取労銀は、江木翼によれば「天草ノ採取料ハ毎年村会ニ於テ物価及天草相場ノ高低ヲ察シ、其賃金ヲ定ムルモノナルヲ以テ一定セズ、天草採取場ハ一村ノ共有ナレバ、本村民タルモノハ、何人ト雖モ之ヲ採取スルヲ得ルナリ。凡ソ一人一人ノ採草料ハ其收穫高ニ依ルハ無論ナルモ、男女概シテ五拾錢以上三四円マデノ収益ヲ得ルト云フ。天草買上ニ関シテハ事務所ヲ役場内ニ置キ、委員四名常雇若干名ヲシテ該事務ノ一切ヲ取扱ハシメ、村長ハ委員長トナリテ之ヲ監督スルモノナリ^{註11)}」とあり、また、片山潜によれば、「採取時期は、毎年四月一日より、九月三十日迄とす。其間村民は皆自由に採取に従事する事を得るなり。(中略)近年の買上価格は、二百三十五匁を一錢と定む。各人の巧拙に依ると雖ども、女子にても一日一圓五十錢位を得ると決して困難にあらず、一期節間に婦人にして百五十六円を得る者往々之れありと云ふ^{註12)}」とある。天草の採取期間は4月から9月であり、村民は自由に採取でき、村役場または村長がすべてを取り仕切るシステムができあがっていた。また婦女子にも、現金収入の獲得の機会が広がり、村民には兼業の機会が増え、非常に大切な地場産業となった。村民が採取して集められた天草は、村役場に持ち込まれ、同氏が考案した乾燥方法により干され、乾いたものを主に大阪商人に売り渡した。ほぼ毎年の採取その他の諸費用は50%以下であり、その他の残金は村の純益となった。また内務省の許可を得て、この純益金の一部は村立小学校の基本金として積み立てられた。これにより村民は学校教育に関してその費用を負担することなく子弟の教育を受けられた。

稲取村が「天賦の富源」をもち、この天草の採取権を村の共有とし、それを役立たせるために改良した同氏の功績は大きなものがあるといえる。

また、男女を問わず現金収入獲得の機会をつくった事は、農村振興を行っていく上でも重要なことであった。これ以後の町村自治財政、農村振興に資するところが非常に大きい。小学校、役場、病院、道路、水道、植林事業などの施設経営はこれを財源とした。

② 植林および勸業

植林については、村基本財産の造成として、副次的な目的として防風林、魚付林となるように進められた。明治22年に当時の村長・田村又吉が、隣村より山林15町歩を購入し、町有原野であった35町歩と併せて50町歩に松・杉・檜の苗を81万本植林した。当初の計画では、2百万本を植林し百万本は間伐・枯損などと考え、残りの百万本が1年に1本1錢ずつ成長するとして25年後に合計2万5千円となり、大きな基本財産となると考えた。また、天城山の入会権喪失による農家の下草刈、採草等の場を造る意味でも重要であった。同氏は植林事業は天地銀行への預金であり、銀行へ預金すれば利子が付くのと同じく植樹は天地の恩恵で年々成長し価値が増加すると説いた。

農業の勸業に関して、前に述べた入谷地区の地租改正費やその他の滞納金などの共同負債1,530円は当時の農家にとって巨額なものであった。また土地生産性が低く、天城山の入会権喪失などにより農家経営は困窮していた。村長となる以前の明治12年、田村又吉は、入谷地区の共同負債返済のため下記の方法を立てその救済を計った。①勤儉貯蓄奨励、②縄ない、炭俵編をなして月末に役場に持参すること、③1ヶ月1日ずつ共同作業で共有金を造ることが決められた。この方法を実行したことにより、明治15年には負債を完納し、2,000円の剰余金を得るまでになった。この剰余金の利子を勸業費として精耕会^{註13)}という会をおこし、剰余金を蓄積して共有の山林原野60町歩を買い入れ、一部には杉、檜を植樹した。この会が後に入谷地区を中心に組織される農家共同救護社の起源とされる。

③ 養蚕および副業の振興

次に養蚕業であるが、農家の副業として明治期

の農村ではどこでも奨励されたものであるが、明治 19 年、田村又吉が稲取村外 4 ヶ村勸業委員であったこともあり、同地域の養蚕業の不振を憂え、桑苗園を設け無償で農家に分配する事を村会で決め、各戸に分配し採苗の方法を教えた。しかし、当初から成功したわけではなく、明治 27 年頃から次第に普及するようになった。入谷地区 145 戸をはじめ明治 37 年では 190 戸に達し、桑畑 80 町、1 戸平均 143 円の収益をあげるようになった。これに関連し、山林開発を計り、前の入谷地区の共同組織を中心に明治 28 年までに 70 町 2 反の開墾地を作り上げた。この開墾地では桑植林を中心に間作として陸稲、甘藷等の栽培が奨励された。繭の出荷に際しては明治 32 年、社団法人の認可を得た「救護社」の前身が共同出荷組合方式をとり、仲買商人を入れず売買した事により価格は安定し、養蚕家に入る収益は大きなものがあつた。労力と報酬の関係をよく考える事が肝要であるという考えも同氏の発案からであつた。

続いて柑橘栽培であるが、現在では柑橘栽培で著名な産地となっている。田村又吉が戸長時代の農政で、「予備軍」として経営目標に設定し、導入を試みたが、柑橘類のような永年性作物は栽培後、数年間は収益が期待できないものであり、明治中期頃では、柑橘類の特産物化は困難なものであつた。本格的な導入は、明治 37 年頃であり、大正年間に入ってから特産物となつていった。

④ 納税方法

村財政の要である徴税については、納税組合を設け、漁業・商人・農民に分け甲・乙・丙の三形態の組合を設け、各組に「代納者」という徴税請負人をたて代納者に組合と役場を仲介させた。この方法により税の徴収は一戸の滞納者もでなくなった。江木翼によれば、「本村ニ於ケル諸税徴収法トシテハ、各戸凡ソ一ヶ年度ノ負擔納税額ヲ役場ニ於テ調査シ、之ヲ村民ニ示シテ、各自ノ納税負擔額ニ従ヒ、日掛ケノ方法ヲ以テ、十五戸乃至二十戸ニ集金ノ預リ世話人ヲ設置シ、毎日毎戸順番ニ、組内ノ各戸ヨリ貳銭若シクハ參銭ト云フガ如クニ之ヲ集メ、其集金ヲ日々預リ世話人ヲ渡シ、世話人ハ又之ヲ毎月十日ヲ以テ役場ニ預クルモ

ノトス^{#14)}」と述べられ、この徴税方法の結果、稲取村の税金は完納され、村民は税金の積み立てにより、納期に滞納者のでる心配がなくなった。

IV 田村又吉の農村振興思想

前節では、稲取村の農村振興に関して重要な事柄を扱った。本節では、老農・田村又吉に焦点をあて論述していく。

田村又吉は、稲取村入谷に篤農家、田村栄蔵（屋号大門家）の長男として、1841（天保 13）年 1 月 5 日に生まれた。15 歳まで寺子屋教育を受けた。当時の農家の教育としては進歩的な境遇であり、これが後の農業思想、人生観に大きな影響を与えている。30 歳まで家業である農業に従事し、農業経営の体験から農村社会の将来を展望するようになった。二宮尊徳の報徳思想を持論とし、各種集会で発言していた。明治 20 年に浦役^{#15)}となり、稲取村戸長を兼務し、明治 22 年、稲取村長となった。稲取村の町村自治、農村振興の結果、全国の模範村として推奨されたことにより、その貢献が大きい田村又吉には、明治 37 年 7 月、藍綬褒章が授けられ、また明治 38 年 5 月、大日本農会総裁大勲位貞愛親王殿下より紅白綬有功章を贈られている。晩年期には、各地 2 府 19 県からの要請で自治勸業の経験談を行っている。最後に群馬県富岡町の招きにより出発し、天城山中にて発病し大正元年 11 月 14 日、71 歳で逝去した。

明治 24 年 12 月、田村又吉は定例村議会で稲取小学校建設予算を提案し可決されたが、農政面で同氏の報徳主義思想があげられ、村議員の一部から「地主的支配を根底とした報徳思想の強要は一方的で片寄りすぎだ」との批判を受け、明治 25 年 3 月、任期を 1 年残し村長職を辞任した。辞任してからの同氏は、妻に羽織袴を焼き捨てさせ、粗末な野良着をまとい一介の農夫として農民レヴェルでの村作りを心がけ、村長職の経験から直接的に一般農民との共鳴ができなかったことを学び、一農民として農村改良に取り組みだした。

これ以後の活動としては、入谷部落を中心に結成された「農家共同救護社」^{#16)}がある。前身は前述した入谷地区の精耕会であり、明治 26 年に

は入谷部落に戸主会、母会、青年修身会、処女会、耆老会などの風俗矯正組織を結成し、戸主会で決議したことを各家庭に知らせ徹底させる組織作りを行った。「農家共同救護社」は、明治30年に「共同救護社」と称し、明治32年、社団法人となり「救護社」となっている。明治28年、田村又吉が報徳教育者、庵原郡庵原村の片平信明を訪問し、報徳社設立の教示を得て帰村した結果、創設された。本会は、農民の借財一掃を念願し、低利金融の相互扶助機関として結成され、農業の勸業なども行い、60年を1期として運営された。村落共同体を基礎に「勤労」、「至誠」、「貯蓄」と自己に対してきびしく、他人に対しては「公益」、「豊かな村」を標題とした報徳主義的教育を行った。報徳金という規定を設け、救護社の組合員は農産物、養蚕業の収入の1割以上を毎年積み立てることが義務づけられ、これを元金とし貧困農家に対し産業資金として貸し付けられた。これにより組合員は養蚕業、植林に着手し、大きな発展を遂げている。また、善種金と称し、組合員が毎月定期集會に各自が節約し、夜業をして得た金銭物品を持ち寄り善種金として差し出した。この用途は、陸海軍部への献金、赤十字社への寄付、優良農民の表彰、神社仏閣への寄付、罹災者救済などに使われた。この報徳金の利息、残金は土地の購入や公共事業、特に国債に支出され地域および国家に貢献するところが大きかった。

救護社の総会は、田村又吉を中心として入谷部落で組織された戸主会であり、毎月15日に行われた。その他に入谷耆老会、入谷青年報徳夜学校、入谷母会、入谷処女会などを設け風俗矯正、青年教育を施した。総会の主な事項は、①報徳の仕方の研究を主として殖産富産の法を起すべき事。②勤儉を行い窮民を救済し共同救護をなす方法等の事。③家庭教育を進歩せしむる等の事。④風俗を淳良ならしめ徳義を厚くする事。⑤業務報告、財産報告、決算報告、善種金寄付者氏名報告等の事であり、部落全体の決定事項、殖産研究の交換検討を行った。また、田村又吉の各地視察談などを行い、経験談の交換を行った。田村又吉は二宮尊徳の精神を遵法し、農業者の根本精神を養い、その精神の上に産業の発展を計ろうとした。

老農・田村又吉の思想は、戸長、村長の時代以前から私心を抑え、稲取村の振興のために、報徳主義に基づく、全体への奉仕者として活動を行っていく心構えが伺える。その結果、公職を辞した後も一農民として部落をもって組織した報徳主義結社である共同救護社の活動に及んでいった。この田村又吉および稲取村の町村自治は、地方改良運動のシンボリック的存在である模範村として各地からの視察、同氏の各地での講演などにより稲取村は脚光を浴びることとなった。内務官僚が推進した報徳思想の再評価もその要因であった。

V 模範村の形成と農村計画的な意義

模範村の設定は、明治中期の前田正名を中心とした全国農事会による活動で行われた。地方産業及び各町村農会の振興を目的としたこの運動では優良町村およびその活動を表彰、喧伝する事により、各地域の農業者（この場合、在村手作り地主、篤農家など）の活発な活動、取り組みを鼓舞し、促進のために模範村の設定を行った。明治後期から大正期に入り、村落共同体の変容が著しく、また、わが国の帝国主義化、国際政治経済体制に組み込まれたことも要因となり、内務省が展開した地方改良運動は、疲弊する町村に主体的に「自立振興」を促し、村落の振興に役立つ報徳主義を利用し、町村自治の発展、勤儉貯蓄、風俗矯正などを呼びかけ、国民教化、村民精神の改革に取り組んだ。行政町村が主体的役割を担い町村民の意識的統一を図り、町村一体の振興を行うことを求めた。このときに前史で行われた優良事例である模範村を喧伝し、その町村の活動を模範とし、各町村に活動を行うように促した。稲取村に関して特筆すべきは、寒村状態においてなお災厄を受けた状態から振興したことであり、稲取村が脚光を浴びる要因でもあった。稲取村の振興及び田村又吉の活動が、明治中期であり地方自治制度の成立期または初期にあたる。天草の改良法が早期に実を結んだ結果と村長であった田村又吉の活動もあり、「明治の三大模範村」となることができたと考えられる。また、地方改良運動の中心的イデオロギーである報徳主義、それを実地で行って町村自治

組織に早期に組み込んだ事もその要因の一つであるといえる。

現代の地域振興でも、指導者の資質、行政機関の果たす役割は重要なことであり、また、地域の独自性、個性を活かした地域振興が求められているといえるであろう。稲取村の振興策、報徳思想は、現代と地域を取り巻く状況も異なり、また振興方法も模倣はできないが、稲取村の振興からは、「地域資源の再評価」、「地域資源活用への努力とその実践」、「加工と販売の総合化」、「地域行政主導の計画的振興」、また「地域住民の協力、協調」など、地域の独自性、主体性を考える際の参考となる点は大いにあるといえる。

[注]

- 1) 近代日本の地域振興の変遷については、田中学 (1977):「地域農業振興思想の系譜」『農業経済研究』第49巻、第2号 pp51. および守友裕一 (1991):『内発的発展の道』, 農山漁村文化協会. pp29 参照。
- 2) 静岡県賀茂郡稲取村, 千葉県山武郡源村, 宮城県名取郡生田村の三村である。明治36年に発足した「自治協会」により明治38年2月に表彰された。
- 3) 参考文献1) pp128 参照。
- 4) 明治42年から大正12年頃まで継続されていた。主な講演者は内務省官僚など。中央の活動に影響され、各地方自治体主催の講習会も開催された。
- 5) 周知のように報徳思想は二宮尊徳が道徳と経済を併せて説いた教えであり、報徳仕法とは尊徳が創始した生活様式で、困窮を救い安全な生活を営ませる方法のことである。別名では、報徳教とも言われる。
- 6) 中央報徳会は明治37年に報徳主義に興味を持つ有志の集いに端を発し、天皇制官僚、実業家、学者などが組織し、明治39年から『斯民』を発行し報徳主義の再評価、研究を行った。中央報徳会の構成員は地方改良運動の推進主体と重複し、その政策思想が反映されている。

- 7) 田村又吉に関する文献には老農という語句が多く使われている、参考文献3) 参照。それらを踏襲して老農とする。また、農村内部階層については明治初期から農村振興が成功したことにより地主小作関係大きなものは見られない。
- 8) 稲取村および田村又吉に関する主要文献及び資料は、江木翼 (1906):『自治之模範』, 三省堂. 稲取村役場 (1956):『田村又吉翁』. 長沢則彦 (1905):『模範自治村』, 新公論社. 内務省地方局 (1903):『模範的町村治』. 富田耕治 (1907):『稲取美談』. 市川傳吉 (1907):『模範自治村稲取村の治績』, 成美商会など。
- 9) 参考文献2) 明治35年全村調査統計から。
 - 1 0) 参考文献4) pp38 から pp40 参照。
 - 1 1) 参考文献3) pp81 参照。
 - 1 2) 参考文献2) pp2 参照。
 - 1 3) 農事の研究が目的で、毎月1回部落民が会合し、田村又吉を中心に諸種農事の実験や意見を交換した。
 - 1 4) 参考文献3) pp33 参照。
 - 1 5) 浦役とは、漁村で浜や漁業を管掌する役職であり、戸長とは、明治初期、町村制施行以前の町村の行政事務を司る職である。
 - 1 6) 参考文献3) には、一貫して農家共同救護社となっており、名称変更は関係なく内容は同じである。

[参考・引用文献]

- 1) 宮地正人 (1987):『国際政治下の近代日本』, 山川出版社。
- 2) 片山潜 (1903):「模範村」『労働世界』第7年第2。
- 3) 江木翼 (1906):『自治之模範』, 三省堂。
- 4) 鈴木東蔵 (1917):『農村救済の理論及実際』, 中央出版社。
- 5) 内政史研究会編 (1984):『斯民』, 不二出版。
- 6) 大霞会編 (1980):『内務省史』, 原書房。
- 7) 守友裕一 (1991):『内発的発展の道』, 農文協。
- 8) 磯辺俊彦 (2000):『共の思想』, 日本経済評論社。

The purpose of this study is to review the procedures and progress of rural promotion by the Ministry of Home Affairs and Inatori village of an advanced village during modern Japanese capitalism.

The report summarize ;

- 1) the analysis of rural planning and rural self-government of the advanced village (Inatori village).
- 2) the investigation of the advanced village's roles in the rural promotion.